



平成 28 年 5 月 10 日

各 位

上場会社名 扶桑薬品工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 戸田 幹雄
(コード番号 4538 東証第一部)
問合せ先 取締役総務本部長 高橋 貞雄
TEL (06)6969-1131

単元株式数の変更および株式併合ならびにこれらに伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更について決議するとともに、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 93 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式併合について付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 28 年 10 月 1 日をもって効力が生じることといたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、本年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 28 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款の一部変更は、下記「2. 株式併合」に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位当たりの投資金額の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合の実施を本定時株主総会に付議いたします。なお、発行可能株式総数については、株式の併合割合に応じて、現行の 2 億株から 2,000 万株に変更することといたします。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成 28 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③併合後の発行可能株式総数

2,000 万株（併合前：2 億株）

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第 182 条第 2 項の定めに基づき、株式併合の効力発生日（平成 28 年 10 月 1 日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

④併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 28 年 3 月 31 日現在）	94,511,690 株
今回の株式併合により減少する株式数	85,060,521 株
株式併合後の発行済株式総数	9,451,169 株

（注）「今回の株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

⑤併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1 株当たりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の動向など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(4) 併合により減少する株主数

平成 28 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

【当社の株主構成】

（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	株主数(割合)	所有株式数 (割合)
10 株未満所有株主	284 名 (3.16%)	455 株 (0.00%)
10 株以上所有株主	8,699 名 (96.84%)	94,511,235 株 (100.00%)
総株主	8,983 名 (100.00%)	94,511,690 株 (100.00%)

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 28 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものです。なお、本定款変更は、会社法第 182 条第 2 項および第 195 条第 1 項の定めにしたがい、株主総会における議題とすることなく行います。

(2) 定款変更の内容

当社の定款は、上記「2. 株式併合」を内容とした株式の併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成 28 年 10 月 1 日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部が変更部分)

現行定款	変更案
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>2億株</u> とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>2,000万株</u> とする。
第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 今後の主要日程

取締役会決議日	平成 28 年 5 月 10 日
定時株主総会決議日	平成 28 年 6 月 29 日(予定)
株式併合の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日(予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日(予定)
株主様宛株式併合割当通知の発送	平成 28 年 10 月下旬(予定)
株式の処分代金の支払い開始	平成 28 年 12 月上旬(予定)

(注) 上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 28 年 9 月 28 日となります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】株式併合および単元株式数の変更に関する Q&A

【ご参考】

株式併合および単元株式数の変更に関する Q&A

Q1. 株式併合、単元株式数の変更とはどのようなことですか。

株式併合は、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式とするものです。

また、単元株式数の変更は、株式の議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。

今回、当社では 10 株を 1 株とする株式併合と単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することを予定しております。

Q2. 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を、現在の 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位当たりの投資金額の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について株式併合（10 株を 1 株に統合）を実施いたします。

Q3. 株主の所有株式数と議決権数はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日（平成 28 年 10 月 1 日予定）の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	4,000 株	4 個	400 株	4 個	なし
例②	1,500 株	1 個	150 株	1 個	なし
例③	101 株	なし	10 株	なし	0.1 株
例④	43 株	なし	4 株	なし	0.3 株
例⑤	1 株	なし	なし	なし	0.1 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

また、効力発生前のご所有株式が 10 株未満の株主様（上記の例⑤のような場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q4. 株式併合は、資産価値に影響を与えるのでしょうか。

株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本に変化はありませんので、株式市況の動向など他の要因を除けば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。

株式併合後においては、ご所有株式数は併合前の10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は10倍になるからです。

また、株価につきましても理論上は併合前の10倍となります。

Q5. 所有株式数が減少することで、受け取ることのできる配当金はどうなるのでしょうか。

ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる予定の配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

なお、端数株式につきましてはQ3記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q6. 今後のスケジュールはどのようになっていますか。

次のとおり予定しております。

- | | |
|------------|------------------------------------------------------|
| 平成28年6月29日 | 定時株主総会決議日 |
| 平成28年9月27日 | 現在の単元株式数（1,000株）での売買の最終日 |
| 平成28年9月28日 | 当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されます。
株価に株式併合の効果が反映されます。 |
| 平成28年10月1日 | 株式併合と単元株式数変更の効力が発生します。 |

Q7. 株主自身で何か必要な手続きはありますか。

株主様にお願いする特段のお手続はございません。

※お問合せ先

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または下記の株主名簿管理人にお問合せください。

〒168-0063	東京都杉並区和泉2丁目8番4号
	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話	0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間	9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

以上